



監事監第0629001号
平成22年6月29日

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋 殿

独立行政法人福祉医療機構

監事 宮地 薫

監事 丸田 康 男



平成21事業年度監事監査報告書の提出について

標記報告書について、別添のとおり提出いたします。

(別添)

平成 21 事業年度監事監査報告書

独立行政法人 福祉医療機構

監事 宮地 薫

監事 丸田康男

独立行政法人通則法第 19 条第 4 項及び第 38 条第 2 項の規定並びに独立行政法人福祉医療機構監事監査規程（以下「監査規程」という。）に基づき実施した独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの平成 21 事業年度における業務及び会計監査の実施について、監査規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

I. 監査方法の概要

1. 役員会その他機構の重要な会議に出席するほか、重要な決裁文書等を閲覧するとともに、必要に応じ、各業務の状況を聴取した。
2. 平成 21 事業年度監事監査計画に基づき、本部及び大阪支店の業務について、書面又は実地等により業務監査を実施した。
3. 平成 21 年度事業報告書について、業務監査を実施した。
4. 財務諸表、決算報告書及び事業報告書（会計に関する部分に限る。）等会計監査については、会計責任者への聴取等を行うとともに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、監査を実施した。

II. 監査結果

1. 会計監査

- (1) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書（以下「財務諸表」という。）は、関係法令及び独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に作成されており、機構の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を正しく示していると認められた。
- (2) 決算報告書は、機構の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示し

ていると認められた。

(3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)は、機構の運営状況を正しく示していると認められた。

(4) 会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められた。

2. 業務監査

(1) 機構は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業(以下「経営指導事業」という。)、長寿・子育て・障害者基金事業(以下「基金事業」という。)、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業(以下「WAMNET 事業」という。)、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業並びに承継年金住宅融資等債権管理回収業務と、8事業及び1業務を実施しているが、国の方針並びに関係法令及び機構の諸規程等に従い、適正、妥当な執行がなされていると認められた。

また、法令若しくは業務方法書等に違反する重大な事実は認められなかった。

なお、基金事業については、平成21年11月に実施された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、基金は全額国庫に返納し、平成22年度以降の助成財源は毎年度予算要求すること、との評決が下された。これによって基金事業は廃止され、代わって、新たに社会福祉振興助成費補助事業が創設されることとなった。

(2) 事業報告書は、機構の業務の執行状況を正しく示していると認められた。

III. 監査概要

1. 会計監査

(1) 平成21事業年度収入支出予算等の事務処理状況

① 収入支出予算の執行・管理は、関係法令、独立行政法人福祉医療機構会計規程等に従い、適正に行われている。

② 収入支出報告書及び合計残高試算表は、毎月適正に作成され、理事長に報告されている。

(2) 平成21事業年度決算報告書

決算報告書の作成は、機構の予算の区分に従い、独立行政法人会計基準等に準拠して、適正に行われている。

(3) 平成21事業年度財務諸表

① 平成21事業年度において、808億円の当期総利益を上げている。
また、715億円余の利益剰余金を計上している。

② 当期純損失を計上した勘定はない。

保険勘定は、平成 21 年度の運用収入がプラスに転じたことにより、繰越欠損金が前年度末比 16 億円減少したものの、繰越欠損金の解消には至らなかった（平成 21 年度末繰越欠損金 96 億円）。

2. 業務監査

（1）適正な業務運営の実施状況について

①経営理念の明確化

機構は、平成 20 年 10 月に、経営の方向性を明確化し、ガバナンスの強化を図ることを目的にして機構の経営理念として「福祉医療機構 民間活動応援宣言」を作成し、「お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求すること」、「健全性の確保」を主要なテーマに業務の推進を図ってきている。各部の重点目標も経営理念を踏まえて作成されていること、毎回の経営企画会議や期初・年初等節目での理事長のメッセージがイントラネットなどを通じて全職員に常時発信されていることなどもあり、経営理念の組織内への浸透が図られている。同時に、この経営理念の周知を図る広報活動も、機構ホームページへの掲載、リーフレットの作成など多くの媒体を通じて行われている。

また、トップマネジメントの強化の一環として、役員会の強化が図られているほか、トップマネジメントの要として従来から設置されている経営企画会議においては、適時適切な経営判断と効果的な対応が図られ、適正な業務運営が推進されている。

②法令等遵守態勢（コンプライアンス）に係る状況

機構には、機構の公共的使命と社会的責任を踏まえ、適正かつ健全な業務運営の徹底を図り、企業倫理を確立することが求められている。

機構の業務は、法令等に基づくものであり、その遵守により成り立つものであるが、機構は、規程やマニュアルの整備と事務の標準化を進め、法令等を遵守した適切な事務処理態勢の整備に努めている。

なお、個人情報については、顧客保護等の観点から適正な管理が求められていることを踏まえ、個人情報管理規程等に基づき重要文書や外部記録媒体の適切な保管の徹底などのほか、情報漏えい対策ソフトを導入し、CD 等の媒体への書込み制限などの措置もとっている。

このような体制整備に努めているところであるが、平成 21 年度においては、郵便の誤送付による個人（顧客）情報の漏洩事故が 2 件発生している。いずれも、都度、お客様ご本人への説明と謝罪及び関係機関へ

の報告を行ったほか、機構ホームページにおいて事実関係及び今後の対応並びに当面の再発防止策について公表している。また、こうした事故を契機に、機構各部署における郵送手順の現状確認と郵送手順の改善方法の検討なども行われているが、事故を根絶するには至っていない。より実効性のある再発防止策を確立することが必要である。なお、いずれの事故も2次被害は発生していない。

現在、法令順守態勢整備の一環として、コンプライアンス委員会の設置や内部通報制度の整備の検討が進められている。前項の経営理念による機構ミッションの明確化とトップマネジメントの強化、次項の内部統制・リスク管理の有効性を確保するための態勢整備と相俟って、機構全体のガバナンス体制の一層の強化が図られることとなる。

③内部統制・リスク管理等に係る状況

機構においては、内部統制・リスク管理等の強化について強い問題意識を持っており、役員会のあり方の見直しやトップからの情報発信の強化など統制環境の面での改善や、監査部門の強化などモニタリング面での改善などに取り組んできている。

平成21年度においては、「リスク管理・危機管理基本方針」が制定され、リスク管理・危機管理の態勢が整備された。リスク管理については、機構の抱えるリスクの総体について、リスクの抽出、リスクの評価を経て、リスク管理委員会にてリスク対応計画を策定した。これは、各事業において抽出した信用リスク・事務リスク等の各種リスクについて、リスクの影響度・発生可能性の観点から評価し、優先対応リスクを抽出したものであり、今後、各リスク所管部署にて計画に示された課題・対応事項に取り組むこととなっている。これらの取組は、半年に一度リスク管理委員会にて評価が行われ、計画が更新される仕組みである。なお、事業継続計画の策定が重要な課題として認識されている。

今後は、態勢整備の段階から、内部統制・リスク管理等の有効性を高めるための運用上の工夫の在り方へ、より重点が置かれる段階に移行していくものと考えられる。

現在における主要なリスク管理の在り方は以下のとおりである。

ア 事務リスクの管理

各部において所管の業務に係る事務リスクについて、リスクの高い事項に係るダブルチェックの徹底等、その極小化に努めている。

また、QMS内部監査等において、モニタリング等が行われている。

イ 信用リスクの管理

福祉医療分野を取り巻く厳しい経営環境を反映し、機構のリスク管理債権については、財務の観点からも、注視が必要な状況にある。

機構としては、信用リスクの軽減を図るため、リスク管理債権への対応を最重要課題の1つと位置づけ、貸付先に対するモニタリングの強化、リスク管理債権の発生原因分析や未然防止に取り組んできている。

リスク管理債権比率は、平成17年度をボトムに上昇に転じ、平成20年度末には2.97%に達していたが、平成21年度末は、前年度末比0.48%の低下となり2.49%となった。この要因としては、機構の対応もあり、平成21年度においては新規発生のリスク管理債権が件数・金額ともに前年度比大幅に減少したこと、また、貸出条件緩和先で計画に沿った改善が認められる先等について自己査定により正常先としたこと、等が挙げられる。

なお、機構は、後述するように、病院等の経営安定化資金ニーズに積極的に対応してきているが、こうした貸付先については特に資金繰りの変化などに早めに対応できるようモニタリングしていくことが必要である。

一方、リスク管理債権の増加要因とはなるが、政策金融の使命に鑑み、経営の厳しい融資先からの条件緩和の相談には積極的に応じ、経営の立て直しを側面から支援してきている。平成21年度の条件緩和債権の新規発生は43件、202億円と前年度（39件、315億円）に比べ件数は増加したものの金額は減少に転じている。貸出条件の緩和によってリスク管理債権となったものについてその後の状況をみると、3年以上経過した案件については正常債権化したものが8割を超えており、条件緩和による経営支援が成果を上げているものと認められる。

また、信用リスク管理においては、貸付部門と債権管理部門との連携の一層の強化も必要であり、貸付部門から引き継がれる業況注視案件や申し送り事項の取り扱いなど、統一的な仕組み作りとそれに基づいた強力な連携の構築に取り組んでいる。さらに、機構の経営支援室において福祉医療経営指導のノウハウの蓄積も進んでおり、こうしたノウハウも経営の立て直しに活用していくことが必要である。大変厳しい状況に置かれている福祉医療経営の立て直し支援に向けては、引き続き機構の総合力を結集して取り組んでいくことが不可欠である。

機構は、リスク管理債権の動向について、毎月経営幹部に報告するとともに、リスク管理債権区分別の管理状況等についても、四半期ごとに経営幹部に報告を行っている。幹部による検証等のチェック機能は有効に働いていると認められる。

ウ 市場関連リスク及び流動性リスクの管理

市場関連リスクについては、マチュリティ・ラダー分析、デュレーション分析等の手法により、金利リスクの把握に努め、財政融資資金借入年限や債券発行年限の多様化等により金利リスクの低減が図られている。

流動性リスクについては、財政融資資金及び財投機関債の長期・安定的な資金を確保している。また、資金繰り状況を把握し、民間金融機関からの短期借入を実施するなど、適切なリスク管理に努めている。

エ システムリスクの管理

機構が保有する情報資産には、個人情報など極めて重要な情報が多数含まれており、情報漏えい対策、不正侵入防止策その他情報資産の安全を確保するための措置が重要になってきている。このため、機構は、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定めたのを手始めに、情報漏えい対策ソフトの導入等、情報資産の安全を確保するための各種措置を講じてきている。

平成20年度末には、「情報セキュリティポリシー実施手順書」の改定を行い、併せてセキュリティポリシーの遵守状況を自己点検する仕組みを取り入れている。また、全役職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。今後ともシステムリスクを軽減するための努力を続けていく必要がある。

このほか、機構は、適正な業務運営等を推進するため、そのツールとして、品質マネジメントシステム（QMS活動、平成19年度に全業務に拡大）を導入しているほか、基金事業等において、外部有識者の意見を業務に反映させる仕組みを設けている。基金事業の場合で言えば、助成の基本方針の策定や助成事業の選定、事業終了後の事後評価等について、外部有識者をメンバーとする「基金事業審査・評価委員会」の審議を経たうえで決定されることとなっており、事業の透明性、適正性の確保が図られている。

(2) 役割発揮の状況等について

機構は、適切なマネジメントの下で、各事業とも、その役割の発揮に向けて、積極的な取組に努めていると認められる。役割の発揮状況等について、例示すれば、次のとおりである。

- ① 機構の中核事業である福祉医療貸付事業については、医療制度改革等の一環として診療報酬や介護報酬の改定等が進められる中、病院等においては施設整備に対し慎重な姿勢が続いており、ここ数年、資金需要は弱含みで推移してきたが、平成21年度は、新規借入申込額でみて前年度比3割強の増加に転じている。これは、福祉貸付では特別養護老人ホームや保育所の建設資金需要が増大したこと、また、医療貸付では、施設整備資金需要はほぼ前年並みであったものの、経営環境変化に伴う経営安定化資金の需要が大幅に増大したことが主因である。

こうした状況の中、機構は政策金融の使命に鑑み、相談案件の政策優先度を勘案するとともに、ニーズにきめ細かく、迅速に対応することにより、国の政策に即した福祉医療の基盤整備や経営の安定化に資する融資を推進している。

ア 福祉貸付においては、老人福祉施設、児童福祉施設及び障害者福祉施設の整備への重点的な融資を行っており、特に、「新待機児童ゼロ作戦」の中核である保育所の整備、障害者の就労支援事業、スプリンクラー等整備や耐震化改修事業などについては政策的な重要推進課題として、融資率の大幅引き上げなど融資の推進に努めており、また、介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇や緊急的な経営資金貸付の実施など、社会状況や経営環境の変化に対応した融資の推進にも努めている。

また、協調融資制度の活用により、社会福祉法人においては民間金融機関からの円滑な資金調達につながっているところである。対象範囲の福祉貸付全体への拡大や覚書締結金融機関の増加などにより、民間金融機関との一層の協調の促進が図られている。

イ 医療貸付においては、病院の病床不足地域や診療所不足地域における病院・診療所等の施設整備について、都道府県医療計画に即した融資を行い、これら地域の医療施設等の整備の促進を支援している。また、政策性の高い施設整備等を支援する観点から、中小規模病院に対する融資などに積極的に取り組んでいる。

さらに、昨今の経済・金融情勢の悪化による病院等の経営環境の悪化を背景に、経営安定化資金の借入申込件数は、平成20年度の

153件から平成21年度は677件へと著増している。機構による政策融資が病院等の経営を支える状況が窺える。

また、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い入金が遅れることによる一時的な資金不足に対する運転資金の融資について、貸付利率の引き下げや無担保融資可能額の引き上げ等の優遇措置を講じ、より利用しやすいものとしている。

ウ 機構の融資は、その時々々の国の福祉医療政策を金融面から支えるものであり、幅広く、融資制度の周知普及や融資方針等を周知することも機構の重要な役割の一つである。福祉貸付、医療貸付ともに、「融資のごあんない」やリーフレットの作成・ホームページへの掲載、関連団体を通じた周知活動や融資相談会の実施など、多様な方法で制度周知に取り組んでいる。

この点に関し、福祉貸付では「融資のポイント（ガイドライン）について（融資相談から事業完了まで）」を作成しホームページで公開した。これは、融資に際して機構が確認を行う事項を手続きの流れに沿って具体的に示したもので、福祉政策の動向や多様化する現場ニーズ、さらには機構に蓄積された優良な施設整備・健全な施設運営のためのチェックポイントなどを具体的に盛り込んだものと言える。このガイドラインは、借入を検討するお客さまにとって事前に要件が可視化されたものとなったばかりでなく、行政やサービス利用者にとっても有益な情報であり、機構の融資を通じて質の高いサービス基盤の普及に寄与するものと評価できる。

② 経営指導事業は、個別経営診断やセミナーを通じて、福祉や医療サービス等を提供する施設の経営を支援するものである。平成21年度の経営分析診断は、総件数が1,273件と前年度比10%の増加となった。また、17回開催したセミナーでは受講者が前年度比約16%増加し3,421人に達した。アンケート調査によると、個別経営診断、セミナーともに、高い満足度を得ている。

セミナーについては、受講者アンケートに基づき、福祉・医療施設の経営者による経営戦略、経営課題及び経営改善事例等の実践的な事例を多く取り入れたことが受講者の増加、満足度の向上につながったものと考えられる。

一方、経営診断については、機構の専門性が最も発揮される実地調査経営診断及び経営分析診断の在り方に関し、既往顧客へのヒアリングを実施し、診断メニューの改善や経営診断の将来構想等について検

討が行われているが、現時点では具体的な方策としてまとめられるには至っていない。福祉医療施設を取り巻く経営環境は、引き続き厳しい状況が続くものと思われ、機構ならではの専門的なノウハウや蓄積された情報等を活かした経営診断・指導事業の一層の展開が期待されている。経営理念を踏まえた今後の経営支援事業の全体像（方向性）を改めて検討していくことが必要である。

- ③ 基金事業については、高齢者や障害者の在宅福祉、子育て支援等に取り組む民間団体の活動に対し、基金の運用益によって助成を行い(平成21年度採択1,003件、計34億円)、民間の創意工夫を活かした地域に密着した福祉活動の裾野の拡大に寄与しており(採択のうち、50.7%がNPO法人)、少子・高齢化が進展する中、その政策的意義と役割は今後一層高まっていくものと思われる。

平成21年度においては、従来の公募期間（前年度の9月～10月）とは別に、助成金の要望時期に柔軟に応えられるよう、いわば追加分として「特別助成」を平成21年6月に募集し34件を採択した。また、平成22年度分助成事業の募集について、助成区分の名称変更、優先的に助成を行う重点助成分野の見直し、NPO等に対する謝金の助成対象範囲の見直し、等の見直しが実施された。

基金事業は、募集→審査・選定→採択（以上前年度）→事業実施（当年度）→事後評価（翌年度）→フォローアップ調査（事業終了1年以上経過後）という長いスパンで進められるが、最終評価・フォローアップ調査結果が募集要領に反映され、また、中間評価結果が選定方針に反映されるなど、PDCAサイクルが円滑に機能しているものと認められる。

また、フォローアップ調査結果によれば、助成事業の継続状況は2年後において各年度分とも90%を超えており、助成団体にとっても、組織の活性化、信用度の向上、組織の拡大等に成果がみられ、さらに、他団体とのネットワークの構築などの波及効果もあり、助成事業の果たしている役割の大きさが窺える。

事後評価結果は公表され、ヒアリング評価実施先（21年度対象116事業）には結果のフィードバックが行われている。また、普及啓発活動は、助成の成果を個別の助成団体や特定の地域に止めることなく、全国各地の団体・グループ等へ幅広く周知・普及させ、成果の最大化を図るための重要な活動の一つである。機構のホームページや広報誌等を活用した総合的な広報による普及活動を行うなど、より一層

お客さま目線に立った、工夫を凝らした広報が求められる。

また、機構職員の専門性の向上も引き続き課題となっている。

前述の行政刷新会議による事業仕分けの結果に基づき、機構は国と協議の上新たな助成制度を立ち上げると共に、経費削減の観点から各種対応を実施することとしている。

- ④ **WAMNET** 事業については、福祉保健医療に係る民間団体等が利用できる共通のネットワーク基盤を整備するとともに、介護事業者情報、病院・診療所情報、障害者福祉サービス事業者情報など福祉保健医療関連の情報をインターネットを通じて、広く一般に提供している。また、機構関連部との連携により、障害者就労支援事業の優良な取組の配信や社会福祉法人会計に関する情報を掲載するなど、提供する情報の充実を図っている。

平成21年度のアクセス件数は、目標を上回る1,412万件（前年度1,354万件）となり、福祉及び保健医療サービス利用者の利便の向上に寄与している。

WAMNET 事業については、今後とも費用を縮減しつつ情報の充実・利便性の向上を図っていくことが求められている。

なお、厚生労働省内事業仕分けの結果、重複する行政情報の掲載を廃止することとしている。

- ⑤ 年金担保貸付事業及び労災年金担保事業については、毎年20万件超の資金需要に対応しており、融資を通じて年金受給者の生活の安定に寄与している。ただし、ごく一部の利用者に、年金担保貸付を受けた後、返済途中で生活が苦しくなり生活保護を受ける者、当制度利用と生活保護受給を繰り返す者など、当制度の本意としない事例がみられた。このため、年金受給者にとって無理のない返済となるよう、平成22年2月、資金の必要性の確認強化、返済方法は定額返済のみとし満額返済を廃止、貸付後生活困窮に陥った場合に返済期間を一律3年に延長する返済条件変更の導入、等の取扱変更を行った。

ただし、厚生労働省及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて、年金を担保に貸し付ける仕組みそのものが問題といった意見が出され、結論として、新たなセーフティネットを用意した上で本事業は廃止することとされた。

- ⑥ 退職手当共済事業については、社会福祉施設に働く職員の雇用環境

の整備や雇用の安定に、心身障害者扶養保険事業については保護者死亡後の心身障害者の生活の安定に寄与している。

また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、適切な債権管理により、回収金の国庫納付が行われている（平成21年度分納付額4,261億円）。

（３）中期計画及び年度計画の実施状況について

機構の中期計画及び平成21年度計画に基づく業務執行については、毎月開催される経営企画会議において執行状況を検証・管理する等適切なマネジメントの下で実施されており、目標はほぼ達成されている。ただし、中期計画目標のうち、リスク管理債権比率については、前述のとおり平成21年度末2.49%と前年度末比0.48%の改善となったが、引続き目標未達の状況にある。

（４）業務の効率性向上に係る取組について

機構は、経営の有効性及び効率性・経済性を高める観点から、様々な経営改善に取組み、効率的な業務運営等の推進に努めている。

①経営のスリム化等の取組

機構は、限られたマンパワーで独自の専門性を発揮していくために、毎年度、本部・支店の人員配置等を見直し、経営資源の有効活用に努めている。

ア 平成21年度においては、監査課を総務部所属から監査室として理事長直属とし組織上の独立性を確保、リスク管理債権の抑制と迅速な対応のため管理部の組織を見直し債権管理体制を強化、等の組織見直しを行い、同時に課長ポストを1ポスト削減した。平成21年度末の常勤職員数は260人（前年度末比+10人）である。

平成21年度末には理事ポストを1ポスト削減した（4→3ポスト）。

イ 国家公務員の給与構造の改革を踏まえた各種の取組（給与水準の見直し（平成16年実施）、査定昇給制度の導入（平成20年4月実施）や管理職層を対象とする本俸の引き下げ（平成22年4月実施）等により、人件費の抑制に取り組んでいる。対国家公務員のラスパイレース指数は、平成21年度119.1%（前年度比▲0.5%）、同地域・学歴勘案103.5%（同▲1.0%）と依然として高いが、こうした取り組みにより年々低下してきている。

今後とも、継続して、人事給与体系の整備、メリハリのある人事

評価制度の運用等に取り組み、人件費の抑制に取り組んでいく必要がある。

ウ 経営理念に、「専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。」と掲げられているとおり、機構の役割を発揮し、顧客満足度を高めていくためには、人材の育成が機構の重要な課題の一つである。機構においては、このような状況を認識し、外部講師等による若手職員勉強会を継続して実施しているほか、研修体系の充実・見直し等に取り組んでいる。

さらに、平成22年度当初の理事長示達の筆頭に「専門性の発揮できる人材の育成」が掲げられ、担当理事を置いて取り組みが行われている。

エ 平成19年度から導入した「改善アイデア提案制度」については、平成21年度においても26件の応募があり制度が定着してきている。また、改善アイデアについては、実現可能なものから順次実施してきている。

②業務の電子化の推進等

機構は、事務の効率性の向上と利用者の利便性の向上を進めるため、申請業務等の電子化に取り組んでいる。平成21年度には、福祉医療貸付事業の貸付先が毎年提出する事業報告書等電子報告システムについて利用者利便向上のための機能改善を図り、退職手当共済電子届出システムについてはこれまでの職員届・退職届に加えて、職員の加入届についても機能追加するなど、電子化の推進に努めている。これらの結果、システム利用率は、事業報告では6%から55%へ、退職手当共済では75%から79%へ向上しており、利用者・機構双方にとって効率化が図られている。

WAMNET事業や退職手当共済電子届出システムでは、利用者アンケートとその結果の公表をweb上で行っており、利用者の利便性向上に努めている。今後ともこうした取り組みを拡げ、顧客サービスの向上、透明性の確保に努めていくことが求められている。

③業務・システム最適化計画の推進

機構は、国の業務・システム最適化方針を踏まえ、情報システムを使用している主要な機構業務について、業務の効率性向上（業務・システムの効率化、運用コストの削減等）の観点から、平成20年2月に「業務・システム最適化計画」を策定し、平成20年度から順次実

施に移しているところである。

ただし、最適化計画のうち WAMNET 次期システムについては、これまで最適化計画に沿ってシステムの設計・開発を進めてきたが、運営費交付金の削減により平成 22 年度における WAMNET 事業での執行可能額が制約要因となり、最適化計画を中断する状況となっている。

④ 予算管理態勢の整備

一般管理費等の経費執行については、経営企画会議に執行状況等を報告するなど、適正な執行管理に努めてきたが、今後とも、更なるコスト意識の徹底、人件費の削減、旅費等経費の節減等に努めていく必要がある。

平成 21 年度においては、「今後の情報システム調達の進め方について」により、情報システム調達の優先順位付けの考え方を整理し、情報システム関連費用の圧縮とともに計画的な執行を図ることとした。また、「新たな予算管理スキーム」によって組織横断的な投資のチェックや年度計画に連動した予算執行管理等に対応することなど、予算管理体制の整備が行われた。

また、経費削減方策についても、既に会議のペーパーレス化等の多岐にわたる事項が実施済みであるが、今後は PDCA サイクルにより効果の測定・評価や新たな具体策の検討などが進められることとされている。

(5) 顧客サービス向上等の取組状況について

機構は、顧客サービスの向上を業務運営の主要な課題の一つと捉え、その推進に取り組んでいる。

例えば、福祉医療貸付においては、融資審査等のより効率的な実施に向け、融資の迅速化（受付から融資決定までの期間の短縮）や必要書類・手続の簡素化等に努めている。また貸付金の償還に当たっては、これまでは振込方式のみであったが、平成 21 年 4 月返済分から口座振替による返済方法も選べることとなり、利用者にとっての利便性が向上した。

平成 21 年 4 月に政府から発表された「経済危機対策」の一環として、融資条件の優遇措置を積極的に実施しているほか、出産育児一時金に係る運転資金で優遇措置を講じていることなど前述のとおりである。また、平成 22 年度からは、一定の要件のもとで、貸付利率に一定の利率を上乗せすることにより個人保証の免除を選択できる制度を導入している。今後とも、こうしたお客さま目線に立った顧客サービスの向上に努める

必要がある。

また、退職手当共済事業では、退職手当金支給に係る事務処理の見直しを図ってきており、平均処理日数の大幅短縮（平成19年度61.7日→同20年度44.8日→同21年度37.6日）により、退職手当金の早期受給につなげている。

さらに、各貸付事業および承継年金住宅融資等管理回収業務においては、中小企業者等金融円滑化法等の趣旨にかんがみ、返済条件の変更等に迅速かつ適切に対応している。

なお、顧客サービスの強化、機構の主体性の発揮、機構の総合力の強化を目的に、機構横断的組織として平成21年4月に発足した民間活動応援本部の活動は、上期中、各種プロジェクトに精力的に取り組んできたが、事業仕分けへの対応等もあり、下期には実質的に中断を余儀なくされている。こうした活動は機構が更なる役割発揮をしていくために有効な活動と考えられ、今後の展開に期待したい。

（6）契約業務の見直しと契約監視委員会の開催

各独立行政法人共通の課題である「随意契約見直し計画」の推進のために、これまで、契約審査会の見直し・強化や調達マニュアルの作成、また、機構ホームページの入札・公告等の調達情報へのアクセスが容易になるようトップページを見直すなどの改善を行ってきた。こうした結果、平成21年度には随意契約比率は、件数ベースで前年度の28.2%（22件）から6.4%（4件）にまで低下し、見直し計画の目標を達成している。

一方、競争性のある契約に移行したものの一者応札・一者応募となる事例が散見される状況となっていることを受け、平成21年7月、公告・資格要件・仕様等、参加者への配慮に関し「『1者応札・1者応募』に係る改善方策について」を策定して公表し、競争性の一層の確保に取り組んできた。また、予定価格の算定事務において、統一的かつ適正になれるよう「予定価格算定事務について」を定めて取組んでいる。

こうした中、平成21年11月17日の閣議決定に基づき、機構は契約監視委員会を設置し、平成22年1月26日同委員会を開催し、契約の検証を行った。委員会では以下のような意見があった。

（業務システムの保守、改修に係る契約について）

- ・一般競争参加資格以外の参加要件については、競争の制限につながる恐れが高く、極力付すべきでない。
- ・他のシステムに係る業務とのパッケージを組むなど、価格を下げ

るための工夫の余地がある。

(会場借り上げに係る契約について)

- ・会場の立地やホールの形状など参加要件が厳しすぎる。競争を制限している。
- ・応札条件として「他団体の催し物が並行して開催されないこと」など、条件が厳しく、競争を制限していると考える。
- ・予定価格の算定にあたっては、会場の「単価表」を基に算定していると記載しているが、単価表はあくまで定価であることから、見積書を入手して予定価格を算定すべきである。

機構は、意見等のあった内容については、参加要件の大幅な緩和を行うなどの対応を図ることとしている。

さらに、平成22年4月6日付厚生労働大臣からの「調達の適正化について（依頼）」に基づき、機構では、契約審査会において、一般競争入札によらない場合にその理由を審査し、また、一般競争入札による場合であっても特定の者に有利とならないよう仕様書等の内容を審査するなど、調達の適正化の徹底を図っている。

機構は、契約監視委員会など外部の意見も積極的に取り入れつつ、引き続き一層の公正性・透明性の確保やコスト削減に努める必要がある。

(7) 広報・情報発信の取組状況について

機構の広報活動については、各事業の広報を基本とする多様な取組が行われている。

広報の重要性に鑑み、平成20年度に機構の「広報活動方針」を定め、その方針の下、毎年度、広報計画を策定し、ホームページや広報誌、各種パンフレットなどあらゆる広報分野で「お客さま目線に立った、わかりやすい広報」を実施することとして、各分野毎のアクションプランを立てている。今後もこうしたアクションプランを着実に実施して広報効果を上げていくことが求められる。

情報公開については、ホームページを活用して、法律等で開示が義務付けられているものについては漏れなく開示されている。機構の財務状況や事業報告をはじめ機構の活動状況につき幅広く開示してきている。

情報提供活動については、ホームページの掲載内容の充実に努めているほか、月刊誌「WAM」の刊行、機構の保有する「経営分析参考指標」等各種統計・調査等の情報提供サービスを行っている。

情報提供活動については、機構の重要な役割の一つであり、機構の専門性・独自性を活かし、一層、福祉医療施設等の経営に役立つ情報の発

信に努める必要がある。

(8) 資金運用・調達等の状況について

- ① 資金運用については、基金原資及び扶養保険資金の運用と一般勘定等の余裕金（日々の収入と支出の差額から発生する資金）の運用が行われている。

ア 基金原資は、ラダー型運用で行っているが、再運用額 276 億円に対し、平均運用利回り 1.69% を確保し、国債の利回りを 0.23% 上回る実績を上げた。

イ 扶養保険資金の平成 21 年の運用実績は、国内外の株価の回復を主因に、5.70% の運用利回りとなった（前年度▲5.89%）。

ウ 一般勘定等の余裕金の運用は、安全かつ効率的に実施されている。一般勘定については年間 96 回の運用が行われ、平均残高 109 億円、平均運用日数 7.6 日で、平均運用利回り 0.12% を確保した。なお、承継債権管理回収勘定における余裕金の運用について、回収から運用スタートまでの日数を短縮することにより、更なる運用の効率化を図っている。

- ② 福祉医療貸付事業等の貸付原資調達のため、平成 21 年度には 440 億円の財投機関債（福祉医療機構債券）を発行している（10 年債 100 億円、3 年債 340 億円）。ALM 分析の活用等により金利リスクの低減を図るべく発行計画が策定されている。また、市場実勢に沿った発行条件の設定や積極的な IR 活動の成果もあり、債券は円滑に販売された。

- ③ 経営指導事業及び WAMNET 事業については、自己収入の確保に努めており、経営指導事業は 45 百万円（予算比約 3 割増）、WAMNET 事業は 20 百万円（予算並み）の収入を上げている。

(9) 事業仕分けを踏まえた機構改革案

機構は、前述のように、これまでも業務の効率性向上や顧客サービス向上に取り組んできているが、平成 22 年 4 月の厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、機構としての改革案を提示し、これらの事業仕分け結果を踏まえ、以下のような改革案を取りまとめている。機構は、改革案を着実に実施していくことが求められている。

(機構改革案の骨子)

- ①組織のスリム化

管理部門の再編等により２部２課を削減し、職員を５名削減。国家公務員OBは段階的に削減。

②余剰資産などの売却

職員宿舎、公庫総合運動場の入札手続きを実施（簿価額８．９８億円）。

③国からの財政支出の削減

WAMNET 事業で行政情報の掲載を廃止、大阪支店の管理部門の廃止・事務所スペースの削減、人件費の削減、等により、平成２３年度運営費交付金を３９．４７億円とする（前年度比▲１．７３億円）。

④事務・事業の改革

ア 年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業

国・機構において、制度を廃止する場合の影響等を把握するための実態調査を５月下旬～６月にかけて実施し、その調査結果を踏まえ、事業の廃止及び代替措置の検討を平成２３年度予算の概算要求に向けて進める。

イ 福祉貸付事業、医療貸付事業

- ・利用者サービスの更なる向上に向けた取組みの徹底
- ・融資相談の強化
- ・有事対応・機動性の強化
- ・小規模組織に対する資金需要の支援の強化
- ・社会医療法人等の公益性の高い医療機関に対する支援の強化
- ・融資条件の改善等の利用者側の利便性の向上

以 上